

10 管理運営

(1) 大学

○教授会の権限，殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

[現状の説明]

教授会は，国立学校設置法及び山形大学学則と同学部教授会規則により設置されており，各学部の固有で専門的な教育研究に関する事項は，それぞれの教授会において審議し決定されている。教授会における審議事項は，学部の教育課程の編成に関する事項，学生の入学，卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項，その他学部の教育又は研究に関する重要事項及び教員の採用と昇任のための選考についての審議等である（山形大学教授会規定）。

また，評議会等の全学的事項に関わる審議経過等の情報について，学部長・評議員を通じて教授会に報告され，大学構成員の意志疎通と合意形成が全学的に図られている。教授会の構成は，各学部等の教授会の定めるところにより，教授の他，助教授，専任講師を加えることができるとされている。

教授会は，教育課程について，学生の学籍や学位の授与等に関する事項も含め，それぞれの学部の学務委員会又は教務委員会，教務厚生委員会において十分に検討した内容について，教授会の協議事項等で慎重に審議し決定している。

また，教員の選考については，教育公務員特例法第4条により，評議会の議に基づき定められた山形大学教員選考規則に基づいて行われている。この選考規則は，一般的・共通的なものであることから，各学部教授会は，その運用と実施について，内容は学部により少し異なっているが，それぞれ教員選考等に関する規定等を定めて行っている。

[点検・評価]

本学では，各学部に教授会規則・教授会（運営）細則を設けて，教授会の議事運営を行っている。本学では，構成員である専任の教授，助教授及び講師をもって組織する教授会（5学部）と，専任の教授のみで組織する教授会（医学部1学部）がある。

教授会においては，大学改革にかかわる将来構想の策定，それに伴う学科，講座等の整備拡充，教育課程の再編成，入試方法の改善等，最近は通常 of 学部運営に関わる事項に止まらない重要で緊急な課題の審議が多く課せられている。いずれも斬新なビジョンと識見を必要としている大きな課題であり，この学部における創造的な議論に，各教授会がここ数年積極的に取り組んできていると評価され

る。

教育課程については、多くの学部が学科改組や講座等の整備拡充、カリキュラム改革等を進めており、各教授会はその中心的な役割を果たしている。一方、入学生の学力低下や学生の多様なニーズ等新たな今日的な課題に対して、各学部はきめ細かく対応することが求められている。

教員選考に当たっては、各学部はそれぞれの教授会規則等に基づいた人事選考委員会等を設け、推薦又は公募等の方法により選考対象者を選出し、候補者を選考している。この結果を踏まえて、教授会は厳正な審議を行い、投票により候補者を決定しており、適切な人事選考が行われていると考えられる。

[長所と問題点]

教授会の審議事項は、近年大学改革にかかわって、通常の学部運営の事項に止まらない課題の審議が課せられ、それらはますます増加しており、緻密な検討を要する事項も多くなっている。したがって、議事検討には膨大な時間を要することになり、学部によっては、大学の主たる任務である教育研究に著しい支障を来しかねない危惧を感じている。このため、審議事項の精選、議事運営の円滑化、効率化、決定手続きの明確化等の改善の努力を重ねてきているが、それには限界があり、教授会の適切な審議体制の在り方についても検討する必要がある。

最近、法令が改正（学校教育法施行規則第66条の2）されたことを受け、教授会に属する者のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を置き、その議決をもって教授会の議決とすることができるようになってきているが、本学ではまだそのようになってはいない。

教育課程では、少子化の進展等により、今後予想される入学志願者の確保、学生の質の変化や多様化等への対応、社会人・留学生への門戸拡大等時代の変化・要請に積極的に対応して行く必要があるが、教授会はこれらの多様な課題に効果的に応えて行くことが求められている。

教員の選考人事において、大学生の多様化や学力不足等が問題となっている今日においては、教員の研究能力に限らず、教育能力や人格をも評価する人事選考を行うべきであると考えられるが、現実においては客観的な評価対象である研究能力を重点に選考が行なわれがちである。したがって、教員人事における審査や評価等の内容について、一層の検討が必要と思われる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

これからの教授会には、審議事項の精選、審議決定手続きの明確化、効率化、簡素化を図ることが求められている。効率化、簡素化のためには、教授会が委任する代議員会、専門委員会等を設けて審議を付託する方法も可能であり、その在り方についても学部等の状況を踏まえ、具体的な検討を行う必要がある。

教育課程においては、少子化の進展等に伴う一連の課題に対して効果的に対応して行くために、教授会の下に学務委員会のみならず関係の専門委員会等を設けて、十分な検討を進めて行くことが必要と思われる。教員人事については、研究能力とともに、教育能力にも優れた教員を確保するという視点から、今後、公募等による選考対象者の選出や多面的な審査と評価による選考が必要になるものと考えられる。

○学長、学部長の選任手続きの適切性、妥当性

[現状と説明]

学長は、大学の管理運営の統括責任者であり、社会に対して大学を代表する重要な存在である。評議会を始め、主要な全学的委員会の委員長として、学内意見の調整や合意形成に当たって中心的な役割を果たしているが、近年の大学の果たす役割の重要性と多様性、大学の組織運営の複雑化、社会や地域との関わりの増加等により、その職務は広範、多岐に亘っている。

このような重要な任務を有する学長の選考については、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関である評議会が選考するという教育公務員特例法の規定に基づき行われている。学長選挙は、第1次選挙及び第2次選挙に分けて行われる。第1次選挙において、各学部教授会は大学の内外から各3名以内の学長候補となるべき適任者を評議会に推薦し、これらの適任者全員について、選挙資格者(専任の教授、助教授、講師、助手)による学長候補者の選挙を行い、有効投票の過半数を得た者が学長候補者となる。学長の任期は4年であり、再任の場合は平成12年度までは引き続き4年となっていた。

近年、人材養成と学術研究を担う大学の改革が強く求められており、責任ある意志の決定と実効を行い、教育研究の高度化、活性化、個性化を主眼とする大学改革を積極的に推進する必要がある。これらの社会的ニーズへの対応等様々な課題に対応するため、学内における意志疎通の徹底と迅速化を図り、かつ、管理運営の円滑化を図るために、学長のプレーンとして、恒常的に学長の職務全般に随時助言を行う副学長制を平成13年4月1日付けで導入した。

副学長の導入に伴い、これまで学生部長の下にあった教務・厚生補導関係事務及び入学試験関係事務は、学生部の事務組織を事務局に一元化して事務局長の下に置き、学長のリーダーシップが十分に発揮し、かつ副学長が効果的に機能し得る支援体制が整備された。

なお、副学長2人のうち、1人は主として「教育研究」に関する事項を統括し、また一方は学生生活を中心とした「厚生補導」事項を所掌することにした。

副学長の選考は、学長が行うこととしているが、その際、原則として本学の部

局長又は評議員を経験している、本学の専任教授のうちから選定し、その者について評議会の承認を得ることとしている。その任期は、2年とし、再任を妨げないものとしているが、当該副学長を指名した学長の任期を超えることはできないとしている。

一方、学部長は、教育公務員特例法による「部局長」で当該学部の教授をもって充てられ、学校教育法において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる」(同第58条)と規定されており、学部を代表する責任者としての役割を果たしてきている。特に昨今は大学改革のまっただ中であって、解決を要する重要緊急な課題が山積し、これらの取組みに学部として精力を注ぐ中で、学部長の任務と責任は大変重くなってきていると言わなければならない。

学部長の選考は、学部教授会の議に基づき学長が行うこととされており(教育公務員特例法第4条第3項)、本学では、山形大学学部長選考規則と各学部ごとの学部長選挙実施細則を定めて実施している。この規則と細則に基づき、学部構成員の投票により、学部長候補者の選出の選挙を行い(この選挙資格者は、教授会の構成員である教授、助教授、専任の講師又は助手)、この結果を参考にして、教授会は学部長候補者を決定し、これを学長に報告して、学長が学部長を選考する。

[点検・評価]

学長の選考方法は、前述したように、評議会に先立ち、第1次選挙において助手以上の教員の投票によって、各学部が学内外から候補者3名以内を推薦する。

評議会は、これらの候補者全員について第2次選挙を行い、過半数以上の得票を得た者を学長候補者として選考・決定して学長に報告する。学長の任期は、これまで4年で通算8年を限度に在任できることになっていたが、平成12年度における本学の評議会で、「社会の変化に対応し、迅速かつ的確な責任ある大学運営を行う観点」から、平成13年4月より再任の場合は通算6年までと改めたところである。

学部長の選考方法は概に述べたように、学部構成員の投票により、学部長候補者の選出について選挙を行い(この選挙資格者は、教授会の構成員である教授、助教授、専任の講師又は助手)、これを参考にして教授会が学部長候補者を決定しており、手続きとしては問題はなく妥当なものと考えられる。その任期については、1期2年とし、再任を妨げないとする学部が多い。特定の教授が長期間学部長の職務を務めることについては、教育研究上の支障など問題点もないわけではない。

再任の是非については、今後の検討課題と考えられる。また、学部長は学部運営の責任者であり、近年の大学の果たす役割の多様性と重要性、社会や地域との連携等公務多忙となっている問題があり、その職務を補佐する体制についても、

併せて検討する必要がある。

[長所と問題点]

大学改革や社会の変化に積極的に対応するため、また、大学の規模の拡大、組織運営の複雑化などにより、学長の任務と責任がますます増大しており、そのため学長のリーダーシップが強く求められている。このような学内外からの多くの要請に学長が一人に対応することは困難であることから、平成13年度から副学長制を導入するとともに学部長会議、財務委員会等を設置し、学長補佐体制の整備を行い、新たな体制でスタートしたところである。

副学長は、事務組織を掌握する性格もあって、全学の状況や事務的事項にも通じている者に運営を託すという考えに立っている。この趣旨に沿って、全学委員会の委員長を分担する等、大学全般の諸課題に参画する任務が課せられている。その選考については、学長が副学長候補者を選定し、評議会の承認を得ることとなっており、この選任方法が学長の権限集中という問題も含んでおり、今後留意すべき点と思われる。

学部長は、大学改革や学術の進展に伴い、新しい学問分野への対応、学部の将来構想の策定、カリキュラム改革等について、リーダーシップを発揮する必要が増してきている。このため学部内の意見の集約と同時に、全学的な方針との間における調整、大学全体の発展に資する学部の姿勢等を促すこと等学部長には多くの課題が託されており、学部長の任務推進を維持・支援できる体制の整備が必要とされている。この任務を担う学部長には、適任の人材を選任すべきは言うまでもないが、従前にも増して管理運営能力に優れた人材が望まれる。

また、学部長の職務権限の明確化やその補佐体制、さらに責任ある学部運営が果たせるために任期と通年期間の問題等が検討課題となるものと思われる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

多くの国立大学で副学長等の学長補佐体制の整備が進められている。本学でも平成13年度から副学長の設置が認められ、学長補佐体制の在り方、構成員への学長補佐体制の必要性についての説明と学内の意志形成の在り方等に加え、その選考についても、点検・評価と改善を進める必要がある。

学部長の補佐体制を整備すること、事務組織による補佐機能の充実を図ること等、学部長の学部運営を支援する体制について検討する必要がある。

○ 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の有効性

[現状と説明]

本学の大学院としては、対応する学部を基礎に設けられた、社会文化システム

研究科(2専攻)、教育学研究科(2専攻)及び農学研究科(2専攻)の各修士課程、医学系研究科の博士課程(医学専攻)と修士課程(看護学専攻)、そして理学部と工学部に基礎を置く理工学研究科博士(前期が9専攻、後期が4専攻)課程、及び他大学の農学研究科博士課程と連合した大学院(岩手大学大学院連合農学研究科博士課程で、山形大学農学部、弘前大学農学生命科学部及び帯広畜産大学が参加大学)の岩手大学大学院連合農学研究科博士課程(3専攻)がある。

このように本学の大学院は、6学部のうちで3学部に大学院博士課程が設置されている。それぞれの研究科には、研究科長が置かれている。学部を基礎に置く研究科にあつては、当該の学部における学部の長(学部長)が、また、理工学研究科にあつては、工学部長又は理学部長がその任に当たっている(山形大学大学院規則第5条)。また、理工学研究科には、副研究科長が置かれている。農学部が参加している岩手大学大学院連合農学研究科にあつては、研究科長は選挙で選ばれた岩手大学農学部の専任の教授となっている。それぞれの研究科には、研究科委員会が設置され、そこでの審議を経て、当該研究科の管理運営が行われている。

各研究科では、それぞれの研究科長が議長となる研究科委員会において、教育課程の編成、学生の身分、論文審査並びに試験、教員の人事等に関する事項について審議を行っている。

[点検・評価]

大学院研究科における管理運営は、本学の大学院が学部を基礎を置くことからそれぞれの学部を主体とした組織編成の研究科委員会で行われており、実態に合っているものと評価できる。平成11年度に設置された理工学研究科は、工学部と理学部の両学部を基礎に置く博士課程を有する大学院で、これからの学術研究の高度化と優れた研究者の養成や高度専門職業人の養成等の視点から、より学際的な専門の教育研究が期待されている。

また、農学部が参加する岩手大学大学院連合農学研究科博士課程は、東北・北海道に位置する4大学の農学部が連携協力し、生物生産、生物資源及び生物環境の教育研究領域について、一大学のみでは期待し難い分野を相互に補いつつ、幅の広い、かつ、水準の高い教育研究を行うことを目的とし、平成2年に設立され、平成11年度には外部評価を実施している。

大学院は学術の進展や社会的ニーズに対応し得る高度・専門的な役割を果たすことが求められており、その管理運営組織として、独立専攻科博士課程の設置、他大学大学院等との連携や地域研究機関との円滑な連携協力等のできる体制整備についても検討することが必要と考えられる。

[長所と問題点]

本学の大学院は各研究科ごとに、それぞれ理念目的を掲げ、専門分野の研究者

として、また、高度の専門的知識・能力を有する専門職業人として将来有為な活動を行うことができる人材の育成について努力が重ねられている。対応する学部を基礎に置く研究科では、それまでに得られた豊富な経験から、おおむね適切に管理運営がされていると考えられる。

しかし、横断的分野や学際的分野、さらには、これから成長が期待される分野などに対応できる大学院像をイメージするなら、学部単位の管理運営だけでは不十分な場合がある。また、学部間の連携協力による研究科の設置は、教育研究上計り知れない効果を生む可能性を有すると考えられるが、当該学部間が地理的に離れているという場合があり、本学の研究科では理工学研究科と農学部の連合大学院農学研究科が、それに当たる。

これらの研究科では、それぞれの研究科の管理運営組織上で、理工学研究科では研究科委員会に博士前期課程山形地区委員会と同米沢地区委員会を置くことにより、また連合大学院農学研究科では4大学の学部等から選出された代議員による代議員会を設けることにより、それぞれの研究科の管理運営が効率的に行えるように工夫をしている。

しかしながら、地理的に大きく離れた学部間では、その間の行き来に要する時間と費用等で管理運営上に多くの問題があるのも事実である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

現在、評議会の下での大学改革特別委員会において、報告書「山形大学のあるべき姿－21世紀を展望した山形大学の将来像－」が出され、大学院及び研究機能の改善充実についても検討がなされている。そこでは、大学院が総合的・学際的課題に対処できる能力を持った人材の養成強化の視点から、文理の融合や学科、学部を越えた知の再構築への教育体制等の検討が必要であると指摘されている。

一方、高度専門職業人の養成に特化した大学院として、現在法科大学院構想、メディカル・スクール構想が検討の対象とされている。

また、総合大学として本学が有するメリットや広範囲の専門知識を活用して、個々の研究科では対処できない文理融合分野、総合分野の高度な大学院の教育研究を行う独立研究科の設置を検討する必要があるとも指摘されている。離れた学部間における協力連携による大学院研究科においては、衛星通信のSCSや学内専用回線を利用したテレビ会議等の高度な情報施設・設備等の整備拡充とその効果的な利用等により、当該研究科の管理運営が一層効率的に進められるように改善を図ることが求められる。